令和８年（２０２６年）１１月１２日
厚　生　委　員　会　資　料
地域支えあい推進部地域包括ケア推進課

産後ケア施設整備支援事業及び産後ケア開業支援事業の開始について

区では、産後ケア事業を実施しているが、利用ニーズの高まりに対応するため、区内における受入施設の確保及び提供体制の拡充が課題となっている。

このたび、東京都の補助制度を活用し、区内において新たに産後ケア事業を開始する事業者及び既存施設の定員拡大等を支援するため、産後ケア施設整備支援事業及び産後ケア開業支援事業を開始する。

１　制度の概要

（１）産後ケア施設整備支援事業

産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）を新設・改修して定員拡大等を行う場合に、その経費の一部を補助する。

〇主な補助対象経費

・産後ケア施設の新設、改修費用
・賃貸物件を改修する間の賃借料

（２）産後ケア開業支援事業

区内で新たに産後ケア施設を開業し、中野区の産後ケア事業を実施する事業者に対し、開業準備に要する経費の一部を補助する。

〇主な補助対象経費

・賃借料（最大６か月）
・広告費
・備品購入費

２　今後の産後ケア施設に対する考え方

今後の産後ケア施設に対する補助については、区内の施設数、地域配置、利用状況、受入可能数等を総合的に勘案し、必要性を判断する。また、今後の産後ケア事業の提供体制及び施設配置のあり方を踏まえ、産後ケア施設に対する支援の方向性を整理していく。

３　今後のスケジュール

令和８年１２月　第４回定例会補正予算上程
　　補正予算議決後、制度開始

４　中野区と契約している区内産後ケア施設数（参考）

令和８年度当初　　１０施設
令和８年度末見込　１１施設　※新規開設１施設